

# 平成 30 年度 事業計画

## 基本方針

公益社団法人として誇りを持って会務にあたり、社会に貢献する有用な職能団体として信頼を得るよう、役員と事務局はもとより各部・各支部とも連携を深め、公益目的事業を真摯に執行する。

また、業界の環境整備には背景として組織拡充は必要不可欠であることから、組織拡充活動に危機感を持って取り組む。

公益社団法人静岡県歯科技工士会では、定款第 3 条の目的の遂行を第一義とし、第 4 条に掲げた五事業の充実した実施を図る。公益法人として本来の目的である県民の福祉に寄与することを再認識し、引き続き歯科技工の質の確保及び向上に係る事業を推進するための施策を充実させ、公益社団法人を構成している会員と共に医療従事者としての人格の陶冶を図る。

定款第 3 条の目的に、「県民の歯科医療、口腔保健等の推進に寄与すること」とある。この目的を達成するための事業には、歯科技工の知識及び技術の普及啓発、歯科技工の業務を通じての地域歯科保健活動の推進、地域歯科保健事業への協力及び共催、職業安定法に基づく無料職業紹介事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業がある。これら事業の執行に全力を傾注する。

定款事業項目以外は各部割に表記してあり、併せて各事業を積極的に推進し滞りなく会務運営にあたって参る。

さて、平成 30 年（2018 年）3 月 31 日、静岡県歯科技工士会は法人設立から 25 年を迎える。昭和 54 年に社団法人設立を決意して以降、諸書類整備と県庁所轄窓口との折衝に 14 年という苦難の歳月を費やし漸く平成 5 年 3 月 31 日「社団法人静岡県歯科技工士会」設立を達成。本会の歴史に残る難事業であったと記録されている。以来、地域支部会員と共に地域歯科保健活動に参画、また歯科口腔保健の普及推進や社会貢献活動等に懸命に取り組んできた。

さらに、平成 20 年に施行された新公益法人制度に対応するべく予てより準備をしてきた公益社団法人移行申請に対し、平成 25 年 2 月 8 日静岡県公益認定等審議会より認定の基準に適合するとの答申があり、3 月 19 日静岡県知事より認定証が交付された。これに伴い同年 4 月 1 日念願の「公益社団法人静岡県歯科技工士会」が勇躍発足した。

先の法人設立 15 周年記念式典で改めて歯科技工士の存在意義を確認してから 10 年、県民の皆様、関係各位のご指導・ご鞭撻を頂きながら公益の道を歩んでいる公益社団法人静岡県歯科技工士会では、この節目の年となる本年、11 月にホテルアソシア静岡に於いて『法人設立 25 周年及び公益社団法人移行 5 周年記念大会』を歯科技工士の社会貢献の在り方を再確認する大会として開催する。

この大会では、記念講演の他、歯科技工の知識及び技術の普及啓発や歯科技工士の教育研修等に功労顕著な方々の業績を称え、県知事表彰や日技・県技会長表彰を予定している。

会員皆様には、こぞってご参加されることを切望する次第である。

## 部門別事業計画

### ◇総務部

各部が円滑に公益と資する事業を履行できるよう、綿密な連携を図りながら以下の事業を遂行する。

- (1) 各種会議の準備と事務処理
- (2) 事務所の運営管理
- (3) 法定届出書類の作成
- (4) ホームページの維持管理
- (5) 会員名簿の管理
- (6) 災害等緊急時連絡網の運用

### ◇財務部

公益社団法人として、公益活動に重点を置く各部事業と連携し、適正且つ健全な財務運営を行う。また、ニチギデータセンターと連携し、会費収受を円滑に実施する。

- (1) 会計帳簿類の整備と正確な財務管理
- (2) 会費等の収納と的確な会員種別納入処理
- (3) 収支決算書類と収支予算書類の作成
- (4) その他財務に係る事業の推進

### ◇学術部

急速な技術の進歩に伴う歯科医療の高度化や社会ニーズの多様化により歯科技工士の質の向上が求められていることから、最先端の歯科技工技術及び基礎的臨床技術に関する研修会を開催し、全ての歯科技工士の学術研鑽及び技術向上を図りより良質な歯科医療の提供を目指す。

また、一般県民が自由に参加できるよう企画し、県民の健康増進に関する知識を深めると共に歯科技工士の業務内容や口腔保健の重要性等に関する情報を社会に発信する。

#### (1) 生涯研修の開催

##### 基本課程 (1回)

- |      |                     |
|------|---------------------|
| ① 演題 | 診療報酬改定に伴う歯科保険点数について |
| 期日   | 平成30年4月22日(日)       |
| 会場   | グランシップ(映像ホール)       |
| 講師   | 古橋 博美               |

##### 自由課程 (4回)

- |      |               |
|------|---------------|
| ① 演題 | 未定            |
| 期日   | 平成30年6月 日(日)  |
| 会場   | グランシップ(映像ホール) |

- |   |    |                    |
|---|----|--------------------|
|   | 講師 | 未定                 |
| ② | 演題 | 未定                 |
|   | 期日 | 平成 30 年 9 月 日 (日)  |
|   | 会場 | グランシップ (映像ホール)     |
|   | 講師 | 未定                 |
| ③ | 演題 | 周年記念講演 演題未定        |
|   | 期日 | 平成 30 年 11 月 日 (日) |
|   | 会場 | ホテルアソシア静岡          |
|   | 講師 | 未定                 |
| ④ | 演題 | 未定                 |
|   | 期日 | 平成 31 年 2 月 日 (日)  |
|   | 会場 | 浜松市 (アクトシティー)      |
|   | 講師 | 未定                 |

(2) 県技広報誌学術欄の充実

(3) 部会の開催

2 回の開催を予定

#### ◇広報部

読者に必要な情報を伝達するとともに、投稿等を通じ会員からの情報を積極的に取り入れ、読者参加型の定期刊行物を発行する。

また、県民に対して歯科技工に関する正しい知識・教養等を普及・啓発することを目的に、各地域で実施されている福祉事業等を通じ地域住民や福祉施設、関係諸団体に配布する。

(1) 広報誌の発行

①年度内 3 回 (5 月号 No414、9 月号 No415、新春号 No416) 発行予定

②発行部数 各号 450 部

③県技催事等の取材・原稿執筆依頼

④歯科関係団体や材料商の催事等の取材・原稿執筆依頼

⑤学術関係記事の執筆依頼

⑥表紙写真・原稿の募集

⑦編集会議の実施 投稿記事の校正・編集

⑧会員及び関連諸団体に配布、また福祉事業等を通じ地域住民に配布

(2) ホームページの維持管理

①画像・記事等の提供

#### ◇福祉厚生部

口腔衛生の普及推進活動により県民の歯科医療に寄与するとともに、社会の福祉増進に貢献する。

また、地域社会貢献活動に積極的に取り組むことによって歯科技工の重要性の認識がより多くの県民に深まるよう努める。

- (1) 地域歯科保健事業への参画及び協力
- (2) 社会貢献活動（義歯刻名事業、献血活動等）の推進及び実施
- (3) 口腔衛生の普及啓発活動

#### ◇歯科技工所運営対策部

良質な歯科医療の確保を第一に、安全で安心な歯科補綴物等を安定して供給することを目的に、歯科技工所の健全な運営が図られるよう以下の各事業を積極的に推進する。

- (1) 歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補綴物等の作成及び品質管理の周知及び厳守
- (2) 歯科技工録の普及定着
- (3) 労働契約の締結推進
- (4) 「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」の啓発活動及び産業廃棄物処分場の実地確認及びチェックシート作成
- (5) 本会への入会促進及び会員の退会防止活動
- (6) 部会の開催

#### ◇歯科技工士労務対策部

就業歯科技工士の労働環境の整備・改善を促進し、勤務者の生活向上のため歯科技工所運営対策部と連携を図り以下の各事業を推進する。

- (1) 「労働契約書」「労働条件通知書」の普及定着等関係法令の周知
- (2) 時局問題への対応
- (3) 女性歯科技工士のための活動の推進

#### ◇無料職業紹介事業

職業安定法に基づき、多様な働き方の実現や若者・女性の活躍を援助するという目的の下、歯科技工士の安定供給を継続するためにいかなる名義でも手数料又は報酬を受けずに求人者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋する。

また、歯科技工士労務対策部と連携し「労働基準法」等関係法令の周知を図る。

## ◇共済事業

会員相互扶助の精神に基づく給付業務の適正且つ円滑な事業運営に努める。

また、厚生労働省令に準拠した歯科技工録付歯科技工指示書を作成し、必要者に頒布する等収益事業を円滑に推進する。

(1) 規程に基づく共済給付事業の事務処理

① 団体生命保険の給付

② 各種共済金の給付

(2) 歯科技工指示書の販売

### 別表 1：共済規程より

(給付)	
第 5 条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める給付事項は、次のとおりとする。	
(1) 死亡保険金の給付	
① 団体生命保険加入者が死亡した場合の死亡保険金	100 万円
(2) 会員が死亡した場合の弔慰金	5 万円
(3) 会員の家屋及び就業場所等が、天災や火災等を受け業務を 2 週間以上 休止する場合の見舞金	2 万円
(4) 会員が 2 週間以上病氣療養及び事故等のため業務を休止する場合の見舞金	2 万円
(5) 会員の配偶者、子供及び父母が死亡した場合の弔慰金	2 万円
(6) 会員がその年度末において満 75 歳 6 ヶ月に達し、団体生命保険に加入 出来なくなった場合の長寿給付金	3 万円

### 別表 2：歯科技工指示書価格表

県技会員	4 色有・各 1 冊	¥280 (内税)	支部還付金 ¥30 含
	名入 500 冊発注・1 冊	¥330 (内税)	
	名入 300 冊発注・1 冊	¥370 (内税)	
県歯会員	4 色有・各 1 冊	¥380 (内税)	
非会員 歯科医師 歯科技工士	各 1 冊 「名入」には対応しません	¥450 (内税)	